

きょうと食の安心・安全ヤングサポーター登録制度 実施要領

令和元年7月19日 制定

令和2年2月21日 改正

令和5年3月23日 改正

1 趣旨

京都府では、近年、SNS等の普及に伴い、様々な食の情報が多くなり、適切な情報を選択しづらい状況を解決するために、京都府食の安心・安全行動計画における施策の1つとして、「府民の食に関する信頼感向上と選択力向上に向けた正確な情報の提供」に取り組むこととしている。

そこで、将来を担う若者が食に触れ、親しむ機会を増やし、食の安全、食文化及び食を大切する意識の向上を更に高めるために、京都府に多い大学生等を対象とした、「きょうと食の安心・安全ヤングサポーター登録制度」を創設するとともに、食の安心・安全や食育等に関する専門知識や府が実施している事業等に関する研修会等を開催し、食に関して高い意識を持つ大学生等を養成する。

2 制度内容

(1) 対象

府内家政系等の大学や専門学校（以下、大学等）に在籍する学生

(2) 登録

府が単独又は大学等と連携して開催した養成研修（食の安全及び食育）を受講し、かつ、府が開催する食に関するイベント等への参加や情報発信に意欲がある学生を登録し、登録証を交付する。

なお、任期は、当該学生が大学等を卒業する年の3月31日までとし、卒業後は、希望により「きょうと食の安心・安全協働サポーター」として登録する。

(3) 任務

ア 食に関する研修、イベント、リスクコミュニケーション等への積極的な参加
イ 研修やイベント等で得た食に関する情報をSNS等を活用し、家族、友人等に広く発信

ウ 食に関する調査、アンケート等への協力

エ 食品表示の自主的パトロール及び報告

オ 食に関する取組の企画・立案・実践

(4) その他

府は、大学等の研究室、サークル、大学生協委員等を通じて制度を周知し、養成研修への参加を促すものとする。

3 養成研修

府が単独又は大学等と連携して、次の研修を開催する。

(1) 大学等の授業、ゼミ等で府の食の安全、食育の取組を情報提供する講義

(2) ヤング食育強化事業を活用した農業体験、調理体験等の実習

(3) 府が開催する食の安全、食育に関する講義

附 則

この要領は、令和5年3月23日から施行する。